

議第 64 号

## 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するもの。

# 総合整備計画書

岐阜県下呂市 小坂町湯屋大洞辺地  
(辺地の人口 381 人 面積 70.7k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 下呂市小坂町湯屋、大洞  
(2) 地域の中心の位置 下呂市小坂町湯屋 545-1  
(3) 辺地度点数 209 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は市の中心部から北東へ約 29km に位置し、急峻な山間地に民家が点在している。

当該地区では人口減少に伴い消防団員が減少する中、少数部隊の組織統合による地域防災・防火活動の効率化が求められている。

よって、消防団組織の統合を機に消防詰所を整備することにより、円滑な防災・防火活動と地域住民の安全性の向上を図る必要がある。

また、「NEXT Gifu HERITAGE ～岐阜未来遺産～」や「岐阜の宝もの」の認定による近接地区の観光客数の増加に伴い、当該地区の観光・レクリエーション施設に訪れる観光客数の増加も見込まれる。

よって、観光・レクリエーション施設の機能向上整備を行うことにより、交流人口の受入体制確保と新たな地域の魅力創出、地域住民の森林レクリエーションの機会確保を図る必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 10 年度まで 4 年間

(単位：千円)

| 施設名           | 事業主体名 | 事業費     | 財 源 内 訳 |         | 一般財源のうち<br>辺地対策事業<br>債の予定額 |
|---------------|-------|---------|---------|---------|----------------------------|
|               |       |         | 特定財源    | 一般財源    |                            |
| 消防施設          | 下呂市   | 39,748  | 20,100  | 19,648  | 19,600                     |
| 観光・レクリエーション施設 | 下呂市   | 87,601  | 0       | 87,601  | 87,500                     |
| 合 計           |       | 127,349 | 20,100  | 107,249 | 107,100                    |